

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊万里市（以下「甲」という。）と有田町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が平成27年3月31日に締結した伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定書（平成27年3月31日締結）の一部を次のように変更する。

第3条第1号イ（ウ） a 並びに b（a）及び（c）中「佐賀県立伊万里養護学校」を「佐賀県立伊万里特別支援学校」に改める。

第3条第1号オ（ウ） a を次のように改める。

a 取り組みの内容

圏域の良好な生活環境を維持するため、佐賀県西部広域環境組合において、一般廃棄物処理施設を設置・運営する。

第3条第1号オ（ウ） b（a）及び（b）を次のように改める。

（a） 佐賀県西部広域環境組合の構成員として、同組合にさが西部クリーンセンターを甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。

（b） 佐賀県西部広域環境組合と協力し、さが西部クリーンセンターの周辺地域の生活環境の保全や地域振興策等について、関係団体との協議や調整を行う。

第3条第1号オ（ウ） c（a）を次のように改める。

（a） 佐賀県西部広域環境組合の構成員として、同組合にさが西部クリーンセンターを甲の区域内において運営させるとともに、人口等の比率に応じ、運営に必要な経費を負担する。

第3条第1号オ（ウ） c（b）を削る。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和2年3月31日

甲 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市

伊万里市長 深 浦 弘 信

乙 西松浦郡有田町立部乙2202番地

有田町

有田町長 松 尾 佳 昭